

沖縄県中央児童相談所給食調理業務委託契約書（案）
（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県中央児童相談所 所長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と ○○○○ ○○ ○○ ○○（以下「乙」という。）との間において、沖縄県中央児童相談所給食調理業務委託契約を次のとおり締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

（委託業務）

第2条 甲は、乙に対し、別紙「沖縄県中央児童相談所給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（委託料）

第3条 本契約に基づく委託料は、

総額 ○○, ○○○, ○○○円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○, ○○○, ○○○円）

月額 ○, ○○○, ○○○円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○○○, ○○○円）

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に10/110を乗じて得た額である。

2 各会計年度の委託料内訳は次のとおりとする。

令和8年度 ○○, ○○○, ○○○円（月額○, ○○○, ○○○円）

令和9年度 ○○, ○○○, ○○○円（月額○, ○○○, ○○○円）

令和10年度 ○○, ○○○, ○○○円（月額○, ○○○, ○○○円）

（契約保証金）

第4条 この契約にかかる契約保証金は、沖縄県財務規則第101条による。

（委託期間）

第5条 委託業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(現場責任者)

第8条 乙は現場責任者を定め、書面をもってその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。

- (1) 業務の実施の総括管理
- (2) 乙の従業員の指揮監督
- (3) 業務の実施に関する甲との業務連携及び調整

(費用の負担)

第9条 業務の実施のため必要とする経費の負担は、仕様書のとおりとする。

(業務の実施の検査)

第10条 乙は毎月、業務の実施結果を仕様書に定める様式「調理業務完了報告書」により甲に報告し、検査を受けなければならない。

(仕様書等に不適合の場合の修補)

第11条 業務の実施結果が仕様書等に適合していないと認められる場合は、甲は業務の修補を乙又は現場責任者に求めることができる。

(委託料の支払)

第12条 乙は、第10条の規定による検査に合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(規律維持)

第13条 乙は、業務に従事する従業員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

(守秘義務及び個人情報)

第14条 乙は、業務上知り得た甲及び個人の情報を第三者に漏らしてはならない。

この契約が終了した後も同様とする。また、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(法令の遵守)

第 15 条 乙は、本契約の履行にあたって、食品衛生法、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守するものとする。

(損害の負担)

第 16 条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りでない。

2 甲は、乙が前項に定める賠償を行わないときは、乙に支払うべき委託料を損害賠償額の全部又は一部として充当できるものとする。

(業務内容の変更等)

第 17 条 甲は、災害防止等のため必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲又は乙は、やむを得ない理由により契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、3か月前までに書面で相手方に通知し甲乙協議するものとする。ただし、甲は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、委託期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 乙の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき
- (3) 乙が行政庁に処分されたとき
- (4) 乙の従業員が不正又は違法行為を行い、業務の遂行ができないと認められたとき
- (5) 乙の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (6) 乙の役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、乙が契約の条項に違反したとき
- 2 前項の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は支払残額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(業務の代行保証)

第 19 条 乙が火災、労働争議、業務停止等の事情によりその業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として丙を定め、乙が受託業務を履行できなくなった場合には、乙の届けにより甲はその状況を確認のうえ、丙に遅滞なく業務を代行させるものとする。その場合、丙は乙に代って本契約各条項を遵守しなければならないが、それにより乙の義務が免除されるものではない。

(代行者等に関する契約解除)

第 20 条 甲は、本契約に関する代行者等及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに代行者等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（第 18 条第 1 項第 5 号から第 9 号の規定に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該代行者等との契約を解除し、又は代行者等に対し排除対象者との契約を解除し、又は代行者等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が代行者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは代行者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該代行者等との契約を解除せず、若しくは代行者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、本契約に関して、自ら又は代行者等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は代行者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(業務の引継)

第 22 条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、業務の引継ぎを受けなければならない。

2 乙は、契約期間満了後、甲が新たな業者と委託契約を締結することとなった場合には、当該業者に対して業務の内容及び手順等の引継ぎを行い、業務遂行に支障のないよう協力しなければならない。

(契約外の事項)

第23条 本契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(特約条項)

第24条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。

本契約の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和8年〇月〇日

甲 那霸市首里石嶺町4-404-2
沖縄県中央児童相談所
所長

乙 住所
所在地
代表者職氏名

丙 住所
所在地
代表者職氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出さなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委

託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、

甲

の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第 1 項及び第 2 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求ることはできない。

(損害賠償)

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。